

平成30年第1回佐川町議会臨時会会議録

招集年月日 平成30年4月26日

招集の場所 佐川町議会議場

開 会 平成30年4月26日 午前9時宣告

開 議 平成30年4月26日 午前9時宣告

応招議員	1番	橋元	陽一	2番	宮崎	知恵子	3番	西森	勝仁
	4番	下川	芳樹	5番	坂本	玲子	6番	邑田	昌平
	7番	森	正彦	8番	片岡	勝一	9番	松浦	隆起
	10番	岡村	統正	11番	中村	卓司	12番	永田	耕朗
	13番	西村	清勇	14番	藤原	健祐			

不応招議員 なし

出席議員	1番	橋元	陽一	2番	宮崎	知恵子	3番	西森	勝仁
	4番	下川	芳樹	5番	坂本	玲子	6番	邑田	昌平
	7番	森	正彦	8番	片岡	勝一	9番	松浦	隆起
	10番	岡村	統正	11番	中村	卓司	12番	永田	耕朗
	13番	西村	清勇	14番	藤原	健祐			

欠席議員 なし

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	堀見 和道	チーム佐川推進課長	岡崎 省治
副町長		教育次長	片岡 雄司
教育長	川井 正一	産業建設課長	田村 正和
会計管理者	真辺 美紀	農業委員会事務局長	吉野 広昭
総務課長	麻田 正志	健康福祉課長	田村 秀明
税務課長	森田 修弘	国土調査課長	橋掛 直馬
町民課長	和田 強	病院事務局長	渡辺 公平

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 河添 博明

町長提出議案の題目	別紙のとおり
議員提出議案の題目	なし
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。
会議録署名議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 7番 森 正彦 8番 片岡 勝一

平成30年第1回佐川町議会臨時会議事日程〔第1号〕

平成30年4月26日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 町長挨拶
- 日程第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度佐川町一般会計補正予算（第8号））
- 日程第5 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（佐川町税条例等の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第6 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（佐川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第7 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（佐川町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第8 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（佐川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第9 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（佐川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第10 同意案第1号 佐川町副町長の選任について
- 日程第11 議案第46号 平成30年度佐川町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第47号 佐川町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議長（永田耕朗君）

おはようございます。ただいまから、平成30年第1回佐川町議会臨時会を開会します。

ただいまの出席議員数は14人です。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程に先駆けまして、4月に町職員の人事異動がっております。佐川町議会先例集の定めるところにより、新任者の紹介をしますので、御起立ください。

国土調査課長、橋掛君。

国土調査課長（橋掛直馬君）

国土調査課の橋掛です。よろしくお願いいたします。

議長（永田耕朗君）

産業建設課長、田村君。

産業建設課長（田村正和君）

おはようございます。産業建設課の課長、田村でございます。よろしくお願いいたします。

議長（永田耕朗君）

以上の方々です。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、7番、森正彦君、8番、片岡勝一君、両名を、本臨時会の会議録署名議員とします。

日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定しました。

日程第3、町長挨拶を行います。

町長（堀見和道君）

おはようございます。本日は、議員の皆様への御出席をいただき、4月臨時会を開催できますことを、心から感謝を申し上げます。ありがとうございます。

また日ごろは、町政運営全般につきまして議員の皆様には、御指導、御協力いただきまして、この場をお借りして御礼を申し上げます。ありがとうございます。

4月に入りまして、平成30年度、新しい執行部の体制でスタートを切りました。新しく課長になった者もおります。一生懸命、本年度も前向きに明るく、町政運営を執行部一丸となって行ってまいりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

本日は、副町長の同意案件含めて、一般会計補正予算議案2件と承認案件6件を提出させていただいております。何とぞ、慎重なる御審議の上、決定を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

議長（永田耕朗君）

以上で、町長挨拶を終わります。

日程第4、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて（平成29年度佐川町一般会計補正予算（第8号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長（堀見和道君）

それでは、承認案件について御説明申し上げます。

承認第1号、平成29年度佐川町一般会計補正予算（第8号）につきましては、地方債の限度額に誤りがあり、限度額が不足する事業が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年3月22日に専決処分をしたものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

総務課長（麻田正志君）

おはようございます。それでは私から、承認第1号、平成29年度佐川町一般会計補正予算（第8号）の説明をさせていただきます。

今回の専決処分につきましては、3月の定例会において可決いただきました平成29年度佐川町一般会計補正予算（第7号）のうち、地方債の限度額に誤りがありまして、限度額が不足する事業が生じたため、専決処分をさせていただいたものとなっております。

予算書を1枚めくっていただきたいです。第1表の地方債補正というところでありまして、本来でありましたら、こちらのほうの表の左のほうに起債の目的というものがございまして、本来はこの起債の目的の事業ごとに限度額を計算するところ、誤って予算上の

款、項の区分の事業で限度額を計算したことによる誤りということになっております。

具体的に御説明をいたしますと、10 款の災害復旧費の中に、1 項といたしまして農林水産業施設災害復旧費というのがございます。そして同じ 10 款の 2 項といたしまして、公共土木施設災害復旧費というのがございます。1 款の農林水産業施設災害復旧費のほうには、1 目としまして農業用施設災害復旧費、2 目といたしまして林業用施設災害復旧費というのがございます。そして 2 項の公共土木施設災害復旧費のほうにも 1 目といたしまして土木施設災害復旧費というものがございます。

本来であれば、今言いました 3 つの災害復旧費につきまして、起債の目的であります災害復旧事業ということで限度額を計算しなければいけないところでありましたけれど、先ほど言いましたこの 10 款の 1 項の分と 10 款の 2 項の分ということで、この款、項ということで限度額を計算してしまったために、災害復旧事業のほうで限度額のほうが不足する状況になっております。それに対しまして、急傾斜地の対策事業のほうにつきましては、限度額が多いというような状況になっております。

このことから、本来の起債の目的の事業ごとに計算をし直しました限度額につきましては、こちらの補正後のほうに上がっておりますように急傾斜地崩壊対策事業（県工事負担金事業）につきましては、補正後の限度額の 2,430 万円。災害復旧事業につきましては、補正後の限度額 2,590 万というふうになるものであります。

これにあわせまして林業施設災害復旧につきまして、実際の借入額にあわせまして 100 万円減ということにさせていただいておりますので、計のところは補正前より 100 万円減っておるということになっております。

今後は、このような誤りがないように十分に精査して計算をしてまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（永田耕朗君）

質疑を行います。

7 番（森正彦君）

休憩願います。

議長（永田耕朗君）

休憩します。

休憩 午前 9 時 9 分

再開 午前 9 時 10 分

議長（永田耕朗君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

承認第 1 号、専決処分の承認を求めることについて（平成 29 年度佐川町一般会計補正予算（第 8 号））、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、承認第 1 号は、原案のとおり承認されました。

日程第 5、承認第 2 号、専決処分の承認を求めることについて（佐川町税条例等の一部を改正する条例の制定について）を議題とします。提案理由の説明を求めます。

町長（堀見和道君）

それでは、御説明申し上げます。承認第 2 号、佐川町税条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が、平成 30 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、佐川町税条例等の一部を改正する条例を、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により平成 30 年 3 月 31 日に専決処分をしたものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、よろしく願いいたします。

税務課長（森田修弘君）

おはようございます。私のほうから、承認第2号について御説明させていただきます。

承認第2号、佐川町税条例等の一部を改正する条例の制定について、でございますが、今回の改正は地方税法等の一部を改正する法律等が平成30年3月31日に公布されたことを受けて実施をしたものです。

参考資料のほうで説明させていただきますので、参考資料（承認第2号関係）をごらんください。この資料の1ページから2ページまでは、地方税法等の一部を改正する法律等の概要でございます、総務省作成資料です。この中で、町税条例に関係する主要なものを説明させていただきます。

1、固定資産税等、こちらの1つ目の◎、1つ目の○、固定資産税等負担調整措置につきましては、土地の負担調整について3年ごとを実施しております固定資産税の評価がえなどによる土地の評価額の均衡化及び適正化を図る負担調整の仕組みを3年間延長したものです。

2つ目の◎、生産性革命の実現に向けた中小企業の設備投資の支援につきましては、固定資産税の我が町特例となりますが、地方税において生産性革命集中期間中における臨時、異例の措置として、市町村が主体的に作成した計画に基づいて行われた中小企業の一定の設備投資について、固定資産税を2分の1からゼロまで軽減することを可能とする3年間の時限的な特例措置が設けられたことによりまして、町税条例におきましては、この計画の主管課であります産業建設課と協議をし、中小企業の設備投資の支援として、この特例措置の割合をゼロとしております。

2番、個人所得課税の見直しにつきましては、地方税法において所得税のほうと同様に給与所得控除及び公的年金控除の制度の見直しを図りつつ、一部を基礎控除に振りかえるなどの対応がされており、基礎控除を10万円引き上げる改正に伴いまして、町税条例のほうにおきましては、個人の町民税におけます非課税措置の所得要件を引き上げる改正及び個人の町民税における所得割非課税限度額を引き上げる改正を行います。

2ページのほうをお願いします。

地方のたばこ税の、たばこ税の見直し。1つ目の○につきまして、たばこ税の税率を、国のたばこ税と同様に平成30年10月1日から

3段階で引き上げるものです。2つ目の○につきましては、これも国のたばこ税と同様に、加熱式たばこについて、加熱式たばこに係る紙巻きたばこへの本数換算、換算方法につきまして、重量と価格を紙巻きたばこに換算する方法とする課税方式の見直しを実施するものとして、平成30年10月1日から5年間かけて段階的に行うものです。

4番の地方税の電子化の2つ目の◎、大法人の法人住民税等に係る電子申告の義務化。これは資本金が1億を超える普通法人等に対しまして、法人町民税の電子申告を義務づけるものでございます。

3ページのほうをお願いします。

3ページから6ページまでは、佐川町税条例の改正の概要の表です。2ページまでの総務省の資料の中で説明できなかったものを含めまして説明をさせていただきたいと思います。

左のNO.欄、1番及び2番につきましては、法改正にあわせて規定の整備をするものです。3番につきましては、法人格のない社団等につきまして、電子申告義務化に係る規定を適用しないこととする改正をするものです。

3番から6番までにつきましては、先に説明いたしました地方税法による基礎控除の引き上げに係る改正に伴いまして、個人の町民税における非課税限度額の所得要件を引き上げる改正をするものです。

7番は規定の整備をするものです。

8番及び9番につきましては、所得控除及び調整控除におきまして前年の合計所得金額が2千500万円以下とする所得要件を創設するものです。

10番から次のページ、13番までは、規定の整備をするものです。

14番につきましては、租税特別措置法の特定の規定の適用を受ける場合におきまして控除すべき額を法人税割額から控除することについての規定をしたものと、先に説明いたしました大法人に対しての電子申告義務化についてのものです。

15番につきましては、納期限の延長の場合の延滞金につきまして、申告した後に減額更正がされ、さらにその後増額補正等があった場合には、増額補正により納付すべき税額のうち、延長後の申告期限前に納付されていた期間につきまして、その納付がされていた期間を控除して計算することについて規定をしたものです。

16 番につきましては、規定の整備をするものです。

17 番につきましては、製造たばこの区分を新たに創設し、規定をしたものです。

19 番につきましては、加熱式たばこの喫煙用具のうち、一定要件を満たすものを、製造たばことみなすこととする規定をするものです。

次のページ 20 番から 21 番につきましては、先に説明いたしましたたばこ税の見直しに係るものです。

23 番から 25 番につきましては、規定の整備をするものです。

26 番につきましては、先に説明をいたしました地方税法における基礎控除を引き上げる改正に伴いまして、個人の町民税における所得割非課税限度額を引き上げる改正をするものです。

27 番につきましては、固定資産税の我が町特例の規定となりますが、先に説明いたしました生産性革命の実現に向けた中小企業の設備投資の支援以外の割合につきましては、国が示す参酌基準どおりの割合としております。

28 番から次のページ 32 番までは、規定の整備をしていくものです。

33 番から 38 番につきましては、先に説明いたしました固定資産税等の負担調整措置の延長の措置になります。

40 番につきましては、町たばこ税に関する経過措置についての規定をしたものです。

次のページ、7 ページからは、条例改正の新旧対照表となっております。

以上が改正の概要となります。施行日につきましては、条例の規定欄に記載のとおりとなります。施行日の記載のない条文につきましては、平成 30 年 4 月 1 日施行です。

以上で、承認第 2 号の説明を終わります。よろしく申し上げます。

議長（永田耕朗君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

3 番（西森勝仁君）

承認 2 号の、このページがふっていませんけれども、7 枚目でありますが、この上から 3 段目の括弧の中の平成 30 年法律第●●、黒塗りの 2 つのマルは、これは何が入るものでしょうか。

税務課長（森田修弘君）

生産性向上特別措置法という法律が、現在、国会のほうに上程されておりますけれども、まだ施行がされておられませんので法律番号等がまだ決まってない状態になります。

国のほうに法律上程されています生産性向上特別措置法というのがまだ結審しておられませんので、法律番号というのがまだ決定されてない状態になります。

議長（永田耕朗君）

わかりましたかね。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

承認第2号、専決処分の承認を求めることについて（佐川町税条例等の一部を改正する条例の制定について）、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、承認第2号は、原案のとおり承認されました。

日程第6、承認第3号、専決処分の承認を求めることについて（佐川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長（堀見和道君）

それでは、御説明申し上げます。承認第3号、佐川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が、平成30年3月31日に公布されたことに伴い、佐川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年3月31日に専決処分をしたものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、よろしく願いいたします。

税務課長（森田修弘君）

私のほうから、承認第3号、佐川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、を説明させていただきます。

この改正は、先ほどの佐川町税条例等の一部を改正する条例と同じように、地方税法等の一部を改正する法律等が平成30年3月31日に公布されたことを受けて実施するものです。

参考資料のほうで説明させていただきますので、参考資料（承認第3号関係）をごらんください。

主な改正内容につきましては、この概要表の左のNO.1番の限度額の引き上げと、2番の低所得者に係る軽減措置の拡充の2点となります。

次のページをお願いします。

この資料は厚生労働省の作成した税制改正概要資料の一部です。まず1点目の課税限度額の引き上げですが、この資料の中ほど、赤色の点線枠、左側の現行と右側の改正後をごらんいただきたいと思えます。

基礎課税額、これは医療分ということになりますけれども、現行54万円から改正後は58万円で、4万円の引き上げとなります。後期高齢者医療分それと介護分につきましては、変更がありません。

2点目の低所得者に係る軽減措置の拡充ですが、5割軽減と2割軽減の判定基準が拡充されました。資料の下のほう、緑色の点線枠内、左側の現行と右側の改正後をごらんください。

7割軽減につきましてはの変更はございません。5割軽減基準額、基礎控除額33万円に被保険者数を乗ずべき金額、現行27万円から改正後は27万5千円に引き上げとなります。2割軽減基準額、基礎控除額33万円に被保険者の数を乗ずべき金額、現行49万円から改正後は50万円に引き上げとなります。

次のページからは新旧対照表となっております。条例の施行日は平成30年4月1日です。以上で承認第3号の説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（永田耕朗君）

質疑を行います。

5番（坂本玲子君）

お伺いします。改正をされた後で、軽減の基準額の変更により、どれくらい的人数が影響を受けますか。

税務課長（森田修弘君）

お答えします。新年度ということになりますので、まだ税額計算等発しておりませんので、どれくらいの数ということにはちょっと把握しておりません。申しわけございません。

議長（永田耕朗君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

承認第3号、専決処分の承認を求めることについて（佐川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成多数。

したがって、承認第3号は、原案のとおり承認されました。

日程第7、承認第4号、専決処分の承認を求めることについて（佐川町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について）、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長（堀見和道君）

それでは御説明申し上げます。承認第4号、佐川町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、介護保険制度改正及び厚生労働省令による指定居宅サービス等の事業の人員等の基準が改正されたことに伴い、佐川町指定介護予防支援等の事業の人員及

び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年3月31日に専決処分をしたものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、よろしく願いいたします。

健康福祉課長（田村秀明君）

おはようございます。それでは私のほうから、承認第4号、佐川町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明をさせていただきます。

今回の改正は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令、厚生労働省令第4号が公布され、平成30年4月1日に施行されることに伴い、一部改正を行うものです。

主な改正内容は、介護認定要支援1、2の方がケアプランに位置づける介護予防サービス事業所との契約に当たり、利用者やその家族に対して複数の事業者の紹介を求めることが可能であることなど、説明することを義務づけたことによる一部改正であり、施行日は平成30年4月1日です。

以上で説明を終わります。よろしく願いします。

議長（永田耕朗君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

承認第4号、専決処分の承認を求めることについて（佐川町指定

介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について)、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、承認第4号は、原案のとおり承認されました。

日程第8、承認第5号、専決処分の承認を求めることについて(佐川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について)、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長(堀見和道君)

それでは、御説明申し上げます。承認第5号、佐川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、介護保険制度改正及び厚生労働省令による指定居宅サービス等の事業の人員等の基準が改正されたことに伴い、佐川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を、地方自治法第179条第1項の規定により平成30年3月31日に専決処分をしたものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をさせますので、よろしく願いいたします。

健康福祉課長(田村秀明君)

それでは、承認第5号、佐川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明をさせていただきます。

今回の改正は、先ほどと同じように、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令、厚生労働省令第4号が公布され、平成30年4月1日に施行されること

に伴い、一部改正を行うものです。

主な改正内容については3つであります。介護認定要支援1、2に対するサービスの改正になっていきます。1つは、介護予防認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームでの身体的拘束等の適正化を求めるため、対策を検討する委員会の定期的な開催を義務づける規定を追加するものです。

2つ目は、平成30年度から新たに介護保険施設の類型として介護医療院が創設されることに伴い規定を追加するものです。介護医療院とは、長期的な医療と介護のニーズをあわせ持つ高齢者を対象として、日常的な医学管理や看取りやターミナルケア等の医療機能と生活施設としての機能を兼ね備えた施設となっております。

3つ目は、現在、佐川町に該当する事業所はありませんが、共用型の指定介護予防、認知症対応型通所介護、いわゆる認知症対応のデイサービスの利用定員の変更を行うものであり、施行日につきましては平成30年4月1日となっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

議長（永田耕朗君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

承認第5号、専決処分の承認を求めることについて（佐川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について）、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、承認第5号は、原案のとおり承認されました。

日程第9、承認第6号、専決処分の承認を求めることについて(佐川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について)、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長(堀見和道君)

それでは、御説明申し上げます。承認第6号、佐川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、介護保険制度改正及び厚生労働省令による指定居宅サービス等の事業の人員等の基準が改正されたことに伴い、佐川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年3月31日に専決処分をしたものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、よろしく願いいたします。

健康福祉課長(田村秀明君)

それでは、承認第6号、佐川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明をさせていただきます。

今回の改正は、先ほどの2件と同じですが、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令、厚生労働省令第4号が公布され、平成30年4月1日に施行されることに伴い、一部改正を行うものです。

承認第6号は、介護認定要介護1から5までの方に対するサービスの改正となっております。主な改正の内容は、認知症対応型グループホームや認知症対応型のデイサービスなど、地域密着型サービス事業に対する利用定員の見直しや、身体的拘束の適正化などの一部改正、また介護医療院が創設されることに伴う一部改正などとなっております。施行日につきましては、平成30年4月1日です。

以上で説明を終わります。よろしく願いします。

議長(永田耕朗君)

質疑を行います。

質疑はありませんか。

3 番（西森勝仁君）

今、説明があったかも、ちょっと聞き漏らしたかもわかりませんが、この介護医療院というこの定義はどういうもので、佐川町にはどういふものがあるのか、御説明願いたいと思います。

健康福祉課長（田村秀明君）

介護医療院につきましては、新たなサービスということで、施設ということで、平成 30 年から新しくですね創設されたものになります。現在、佐川町にはありません。介護医療院とはですね、長期的な医療と介護、両方のニーズを持ち合わせた高齢者の方を対象としてですね、日常的な医学管理それから看取りとかターミナルケア、そういった医療機能とですね、生活施設とのですね、機能を兼ね備えた施設ということになっております。現在、まだ佐川町にはありません。以上です。

議長（永田耕朗君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

承認第 6 号、専決処分承認を求めることについて（佐川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について）、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成多数。

したがって、承認第 6 号は、原案のとおり承認されました。

日程第 10、同意案第 1 号、佐川町副町長の選任について、を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長（堀見和道君）

それでは、同意案件について御説明申し上げます。

同意案第1号、佐川町副町長の選任について、その選任理由を御説明申し上げます。

中澤一眞氏は、昭和32年5月31日生まれで、現在は高知市北端町132番地3に住まわれております。中澤氏は高知県庁に昭和55年4月に採用され、さまざまな部署での経験を経て平成23年4月からは理事として高知県地産外商公社で勤務、平成24年1月からは産業振興推進部長として4年3カ月間、さらには平成28年4月からは商工労働部長として2年間務められ、本年3月末に定年退職をされております。

38年間にわたり高知県職員として勤務され、行政経験が豊富で地方行政に精通されていることはもちろんのこと、温厚誠実な人柄に加え、芯の通った真摯な姿勢で人と接することから、官民間問わず多くの方から信頼され慕われる関係性を幅広く構築されております。

また佐川町を長年にわたり元気にしてくれております片岡バラエティークラブのメンバーでもあり、生バンドのヴィーナスカンパニーでは、コンガの演奏を担当するなど、佐川町民を楽しませることに一役買っていただいております。「チームさかわ まじめに、おもしろく。」を掲げている佐川町の副町長には最適の人物だと考えております。

なお、選任について御同意いただければ、佐川町に居住する予定であるとお聞きしております。

何とぞ、中澤一眞氏を佐川町副町長として選任していただくことをお願い申し上げます。よろしく申し上げます。

議長（永田耕朗君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番（西森勝仁君）

ただいま町長のほうから中澤氏の御説明がありましたように、中澤氏は高知県官僚として幅広い分野で活躍されてきた大変有為な人材でありまして、私もこの案件には心から賛同するものでありますが、まずちょっとお伺いをしてみたいわけでありまして。

いわゆるこの人事案件につきましては、いわゆる割愛人事によるものなのか、あるいは県側から打診があったものなのか、まずこれを1点お伺いしたいと思います。

まずその次にですね、副町長の職務権限あるいは決済等につきま

しては、佐川町の事務決済規定第5条によりまして、10項目ほど制限列挙されているわけでありますが、そしてさらに12～13年前に地方自治法第167条が改正になっておりまして、町長の権限の一部といいますか、政策立案、執行、こういったものを代理あるいは委任することができるようになっておりますが、そういった政策を想定しているものか、まずこの2点をお伺いしたいと思います。

町長（堀見和道君）

御質問ありがとうございます。御質問にお答えさせていただきます。まず1つ目の御質問ですが、私のほうから中澤氏に副町長をお願いできないかということをお願いをさせていただいて、その後、県のほうで了解をいただいて今回の提案というふうになっております。

2つ目の御質問につきましては、中澤氏は、産業振興また商工労働関係、県のほうで長く、深く、業務経験がありますので、その分野につきましては、これからしっかりと協議をさせていただいた上で役割を考えていきたいと、そのように思っております。以上です。

3番（西森勝仁君）

質問の内容につきましては、わかりました。しかし、せっかくすばらしい人材が来てくれるわけでありますから、彼は県税事務所にも勤務されておりますし、住民との直接的なふれあいもされておりますので、非常に期待をしております。

しかし、やっぱり、県行政と、国もそうですけども、国それから、県行政と住民と直接ふれ合う市町村の行政というものは少し違う部分もありますので、そしてその部分も一生懸命やっていただきたいと思っておりますし、それからまた町長におかれましては、ちっと耳の痛い進言あるいはそういったものにも真摯に耳を傾けてもらいまして、町長の側近議員、与党議員から誰ぞとめる者はおらざったかや、そんなこと言う者はおらざったかやと、こういう批判のないようにしっかりと頑張っていたきたいと思っておりますので、よろしくお願いいいたします。

議長（永田耕朗君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

同意案第1号、佐川町副町長の選任について、同意することに賛成の方は起立を願います。

賛成全員。

したがって、同意案第1号は、同意することに決定しました。

日程第11、議案第46号、平成30年度佐川町一般会計補正予算(第1号)について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長(堀見和道君)

それでは、提出議案について御説明申し上げます。

議案第46号、平成30年度佐川町一般会計補正予算(第1号)につきましては、今回、歳入歳出それぞれ88万4千円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ68億2,684万2千円とするものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

総務課長(麻田正志君)

それでは、議案第46号、平成30年度佐川町一般会計補正予算(第1号)の説明をさせていただきます。

歳出のほうから説明をさせていただきます。

予算書の10ページ、11ページをお開きください。8款、1項、4目災害対策費、13節委託料の防災行政無線電波障害に係る用地測量等委託料、こちらの88万4千円につきましては、防災行政無線、こちらについて、役場の本庁舎の屋上のほうに設置してありますアンテナと、虚空蔵山、場所と言いますと、以前にハングライダーが飛んでいたところでありまして、そちらの虚空蔵山に設置してあります中継所のアンテナとの間におきまして、樹木の成長とかによりまして支障となる木がありまして、それによる電波障害のほうを確認されております。受信レベルのほうが低下しておるといふことになっております。

現在は、通常運用のほうはできておりますけれど、受信レベルのほうが運用範囲の下限に近くなっておりまして、支障となります木の成長、そして外的要因、例えば台風等による強風によって木がかなり揺れて、その電波が通る道を遮断したりとかするようことなどによりまして、運用ができなくなる可能性のほうがあります。

今回の補正につきましては、その支障となります木がある用地の測量、それと立竹木の補償費の算定についての業務のほうを委託するものということになっております。

この防災行政無線につきましては、災害時の重要な情報伝達手段でありまして、安定かつ確実な運用が求められておりますことから、早急に対応する必要があるということで、今回、予算計上のほうをさせていただいたものということになっております。

続きまして歳入の説明のほうをさせていただきます。

8 ページ、9 ページのほうをお開きください。

17 款、1 項、1 目財政調整基金繰入金の 88 万 4 千円は、歳出と同額となっております。今回の補正におけます歳入の不足額につきまして、財政調整基金のほうから繰り入れを行うものということになっております。以上でございます。よろしくお願いたします。

議長（永田耕朗君）

質疑を行います。

10 番（岡村統正君）

この場所ですが、西谷の上のほうという、方向的にはそっちですかね。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。方向的には、役場から虚空蔵山のほうに向けてなので、そうですね、その西谷の方向に向けてということになるかと思えます。虚空蔵山と屋上との間で電波のやりとりをしておりますので、その間の山にある木について、現在、支障になっておるといような状況でございます。

議長（永田耕朗君）

ほかに、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 46 号、平成 30 年度佐川町一般会計補正予算（第 1 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
賛成全員。

したがって、議案第 46 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 12、議案第 47 号、佐川町手数料条例の一部を改正する条例の制定について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長（堀見和道君）

それでは、御説明申し上げます。

議案第 47 号、佐川町手数料条例の一部を改正する条例の制定につきましては、平成 28 年 5 月の森林法改正により、新たに市町村は森林の土地の所有者や森林の土地に関する地図を整備し、公表する隣地台帳制度が義務化されております。

これに伴いまして、当町においても、隣地台帳とそれに関する地図の閲覧及び交付事務が発生し、その際に手数料を新たに徴収するため条例の一部を改正するものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、よろしく願いいたします。

産業建設課長（田村正和君）

それでは、私のほうから、議案第 47 号、佐川町手数料条例の一部改正について御説明申し上げます。

これにつきましては、議案本文のほうをごらんいただきたいと思います。手数料条例の別表第 1 の手数料につきましては、3 項目追加をするものでございます。この改正に至りました主な理由ですが、これにつきましては、平成 28 年 5 月に森林法が改正されまして、平成 31 年度から、市町村が所有者や境界等の情報を隣地台帳として整備をしまして、公表することが義務づけられたところでございます。

高知県においてはですね、県が主体となりまして法の期限よりも前倒しをしまして平成 30 年度から隣地台帳による情報提供を開始

できるよう隣地台帳システムを整備しております。市町村に対しましては無料で配布をしており、運用開始をすることとしております。運用開始に当たりまして、隣地台帳の情報の閲覧及び交付の際に、交付事務が発生いたしますので、今回、条例の一部を改正を行いまして手数料を徴収するものでございます。

追加いたしますものは、本文の裏面になりますけども、括弧書きの45、46、47の項目について本文のとおり追加をするものであります。以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（永田耕朗君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第47号、佐川町手数料条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第47号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会に提出されました議案は終了しました。

町長挨拶を願います。

町長（堀見和道君）

本日は、副町長選任の同意案を含めて、提案させていただきました全ての案件につきまして御承認をいただき、まことにありがとうございます。

西森議員からもお話をいただきましたように、中澤氏に副町長に就任いただき、5月1日から仕事をしていただく上で、まだまだ私の足りないところを厳しい目で見ていただき、厳しいアドバイスをいただきたい、いうふうに思っております。

私よりも人生経験も長く、行政経験も豊富な中澤氏であれば、こ

の佐川町をよりよい方向に導いていただける、私のサポートをしていただけるとそのように思っております。

いつも、私は仕事をする上で、全ては佐川町のため、佐川町民の幸せのため、この基軸をぶらさずに判断をしてまいりました。中澤氏を初め執行部全員で一丸となって「チームさかわ まじめに、おもしろく。」を掲げ、佐川町が持続可能で世界一幸せな町になるよう、一生懸命努力を重ねてまいります。ぜひ、議員の皆様にも、これまで同様、御指導、御鞭撻をいただければというふうに思っております。何とぞ、よろしく申し上げます。本日はありがとうございました。

議長（永田耕朗君）

本日の会議は、これもちまして終わります。

平成 30 年第 1 回佐川町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前 10 時 5 分